

研究通信

刊会局学部三研究大月研塾學隆
年7月社務義濟山2-15-45
村事慶經高港区三田2(453)4511
TEL 03(453)4511

'86 5/10 報告要旨

集落活動の展開と論理

農業総合研究所

相川良彦

目次

I 問題意識

II 集落社会構造指標の分類と地域性の検証

III 集落の社会構造に関する調査

(1) 集落活動の展開課程

(2) 出来事をめぐる農家の対応とその論理

(3) 農家間の付き合い関係からみた集落の社会的特性

IV 集落の土地管理機能について

現代日本農村における経済的・社会的最少単位は農家である。それは、性的結合を軸とした家族により構成される生産・生活共同体

といえる。日本の場合、その組織的特異性を強調してイエと称されている。イエでは、私的に所有された農地が主要な生産手段であり、家族労働力により小商品生産が営まれている。そして、家族員は農地重視を基底においたリジッドな諸社会規範の連関の中に秩序づけられている。

集落は、互いに独立して私利を追う農家により構成される集合体であり、基本的には利益社会と考えられる。それは、利害を異にする農家同志の意見調整をする場として機能している。そして、集落に社会的まとまりをつけるものが社会規範による社会的規制力であり、農家共通の利益の維持・擁護である。他方で、集落はまた、個人意思とはかわりなく地縁により結ばれる基礎集団である。しかも、構成する農家が農地を主要な生産手段とし、定着性も強いところから、その形成する社会関係は、固定的・長期的そして総合的なものとなる。加えて、農家を律するイエ規範が本分家・姻戚を介して集落に広まって、家族的雰囲気を醸成する。

本報告の課題は、①以上のような集落の組織的枠組みと社会的特性を、具体的にどう裏づけるか、②そこで通用する社会規範の論理とは何か、③意見調整に際していかなる社会過程を踏むのか、を明らかにすることである。

II 集落社会構造の分類と地域性——調査地の位置づけ——

八〇年集落センサス（一〇県抽出）を用いて、集落社会構造の分類を試み、あわせて調査二集落のある地域の位置づけをしておこう。八社会指標——議事項目数計、寄合回数計、集落連合費徵収の有無、寄合場所（集落施設の有無）、用水管理主体（集落内組織か否か）、水路清掃管理、農道清掃管理、集落有財産の有無——の分類

を、属性相関係数をベースとした主成分分析により試みてみる。それによれば、第一主成分とは、八社会指標全部が強い相関をもつていていた。従って、八指標は集落の社会的活動の活発さを現すという面では共通性をもっていると解釈されよう。第二主成分とは、上から四指標迄が負、五～七番目指標が正の相関をもつていた。従って、集落活動の諸相として、組織活動と土地保全活動の二面があり、両者は対照的に違っていると言えよう。なお、八番目の社会指標である集落有財産の有無は、歴史的遺産という性格をもち、組織活動や保全活動とも違った独自の動き方をするものと思われる。

次に、前述のように色分けされる社会指標の中から、農道清掃管理（土地保全）、集落有財産の有無（歴史的遺産）集落運営費徵収の有無、寄合回数計、寄合場所（以上、組織活動）の五指標を選び、数量化II類により地域性の判別を試みる。それによると、地域性の判別に最も有効な第一合成変量とより強く関連する社会指標は、上から順に一（農道清掃管理）二、三、四番目の各指標であり、第二合成変量とより強く関連する社会指標は、正逆に四（寄合回数計）、三、二、一の順番であった。従って、集落社会構造の地域差をもたらすものとして、土地保全、歴史的遺産、組織活動の各社会指標は有用である、と考えられる。但し、これら社会指標による各地域の集落構造の特徴は、これまで唱えられている東北型、近畿型等の集落イメージと異なっている。当調査集落の所在する佐賀、山形については、いずれも土地保全をきちんと実施し、集落有財産も多く引き継いで、活発に組織活動を行っている地域、と整理されるのである。

III 集落の社会構造に関する調査

(1) 集落活動の展開過程

調査三集落に残された自治組織、農家実行組合の記録をたどって、集落活動の展開過程を明らかにする。ここでは説明の便宜上、佐賀N村の例を中心にしてまとめよう。（A）N村にとって、記録にとどめるに値する重要な出来事とは、明治末から現在に至るまで一貫して、基盤整備であったこと、（B）基盤整備事業は、戦前は集落民の自前の資金と労力により実施されたものだったが、戦後は次第に自治体により肩代わりされてきたこと、この点は公役への出役日数の減少、集落運営費の内の反別割の割合が戦前に大きかったこと等によっても傍証される。（C）記載件数の多い項目は、集落内での会合や集落の仕事である。前者は、区長としての意見調整活動を意味し、現在もなお会合がその重要な場となっていることを示す。後者には、自治組織としての活動や自治体・農協の代行業務が含まれている。（D）記載件数は昭和一〇年前後が多く、昭和二五～三五年頃は落ち込み、以降漸増してきている。戦前の多さは、N村が経済更生運動により共同購入・共販等共同事業に熱心に取り組んだ為であり、高度経済成長期以降の漸増は、この時期以降農政や基盤整備事業が集落に導入され、それにかかり集落活動もまた興隆してきたことを示している。特に、農政の先進地である滋賀県愛東町[集落においては、昭和四〇年代前中葉……圃場整備事業、四〇年代後半……構造改善事業、五〇年代前中葉……米の生産調整、五〇年代末……生活環境整備事業、と農政の動きに敏感に対応した集落活動を展開している。（E）昭和三六年以降の記載件数がふえたもう一つの原因是、都市化等のこれまでにない異質な出来事の発生がある。初めての農地の転用売りが起きた時のN村の対応の遅れの中

に、新しい変化に弱い集落の体质の一端をうかがうことができる。

以上、N村の集落活動の基本的特性は、①農家間の意見調整の場としての集落（会合）の重要性、②集落は自治活動をする一方で、自治体・農協ともかかわっていること、③基盤整備事業こそが集落にとって最も重要な事業であること、等である。これらは、単にN村だけでなく、滋賀I村、山形T村においても大同小異あてはまる、と考える。

(2) 出来事を巡る農家の対応とその論理

大きな出来事をめぐる集落や農家個々の反応の中に、集落における社会規範の論理のあり方を抽出する。(A)ダム頭首工建設……国・県の事業費補助率も高く、地元農家誰しもが良いと考えるので、集落内に反対者は出ない。むしろ、水利上の優位をねらって集落間の利害対立が起きる。(B)圃場整備事業……地元農家の過半は賛成だが、経費負担も大きいので、強硬に反対する者も一部に出る。反対者の説得には、結局地元役員が、反対者一戸一戸の内情に応じたきめ細い手だてを講じ、熱心にあたる。役員のこの献身的努力を背後で支えるものは、多数決により決まる集落の意思決定であり、役員としての責任感である。最終的に地主全員の承諾印を得ることができるのも、この地元役員の地域に密着した農村特有の指導力に依るところが大きい。(C)生産組織の運営方針……生産組織の運営をめぐって集落に一般的な社会規範と能率の追求とが矛盾し衝突する。滋賀I村においては、集落ぐるみ運営を基調としつつ、そこに能率原理をいかに導入するかに工夫をこらしていた。オペレータを労働の質の良い專業的農家に限定し、代わりに収穫作業をオペレータ集団に請負わせ見返り報酬とする等である。また、佐賀S村

の集落ぐるみ生産組織では、專業的農家へのオペレータ労働の過重が原因となって、運営方針をめぐる専兼業農家間の対立が起きた。そこでは、地代と労賃の配分、個別經營と集落ぐるみ組織の優先度、短期的・單一的か長期的・総合的に観るか、等の論理や価値観の違いがぶつかり、交差するのである。(D)米の生産調整……滋賀I村において、專業的農家が団地化された転作地の作業を請負い、その代わりに跡地を期間借地して白菜を作った。兼業農家は期間貸地をする代わりに、転作奨励金に加えて転作物収入をも受取った。このように、集落における利害調整は一般に当事者間のバランスをはかることで達成される。但し、この場合もそうであつたように、土地重視の価値観の貫徹により、バランスは概して地主（兼業農家）優位に決まることが多い。

以上の諸事例から、集落に一般的な社会規範とその論理として、次の諸点を挙げ得よう。

①農家として平等であり、②バランスをはかることで農家間の利害調整する。それ故③農家間の付き合いは双務的のこと、但し、バランスや双務的付き合いは④長期的視点にたつてのそれ（貸借勘定の帳尻あわせ）であり、また⑤総合的視点にたつたものである。この場合、異次元の価値が価値転換により比較考量されることになるが、その際⑥労働というよりむしろ土地重視の価値観が貫徹するし、⑦集落共通の利益と考えられる土地基盤整備が優先せられる。このような諸規範の連関の中に存在する集落では、⑧弱者への配慮は、一定限度内で比較的働き易いが、⑨能率原理とは矛盾することも多い。そこで集落は、能率原理の導入にあたって、受け皿として機能的組織を別途創り出すことが多いのである。

また、農家間の意見調整の社会過程として次の特徴を見出せる。一つに、意見調整の実質上の詰めは、私的な場で非公式に行われることが多い。二つに、意見調整の決着は、顔をたてるという形態を介して、つけることが多い。その背景には、相手の尊重と、付き合いの長期継続性を前提として、現在の犠牲には将来別の形での埋め合わせをするという貸借勘定のバランスが存在するようである。

最終的に諸々の社会規範と社会過程を貫き、集落に社会関係としてのまとまりをもたらすもの、それは第一に、農家間の意見調整の場としての集落の働きであり、そこでの社会規範への同調を求めることによる社会的規制であり、第二に、組織体としての集落の存在と、そこに依拠する政治的な指導力、である。言い換れば、個々の農家は、農家固有の考え方や心理により自立的に行動しているというよりむしろ、社会形象として確立された社会規範や組織により逆に社会的に規制されて行動している、と考えるのである。

(3) 農家の付き合いの特徴

山形県T村での実態調査により、農家間付き合いの特徴をみよう。まず、如何に述べる五種の農家相互の付き合いについて各属性相関係数を算出すると、全般に高く、互いに関連しあっていることがわかる。その中では、特に、親戚と結婚式手伝い、おそらく農地貸借の相関が各々強く、また、相談相手は他の四指標いずれとも相関が強かった。

この五つの付き合いを他条件と関連づけてみると、結婚式手伝いと相談相手とは集落外の親戚に頼むことが多いこと、集落内の付き合いに限れば、集落内の親戚に頼むことが多いのは結婚式手伝いのみで、相談相手、おそらく農地貸借の相手は親戚以外の者の方

がずっと多いこと、付き合いが農家間で双務的（或いは相互認知）であるのも結婚式手伝いのみで、その他の付き合いでは意外と一方的なこと、がわかる。従って、結婚式手伝いには親戚の果たす役割が大きいこと、相談相手には集落以外を問わず親密な親戚に頼ること、また集落内の付き合いは他人同志の関係が大半で、流動的・一方的な場合が多い、と言える。

集落内の付き合いを農家を単位としてソシオグラムに描いてみると、T村の場合、ある程度累積的な付き合い関係のネットワークを見出すことができる。ネットワークの中心には、親戚に頼らず、相談相手やお世そわけを通じて多数農家と付き合い、農地借入れも進めている二戸の農家が存在する。周辺部には、叔父・おじ関係に基づいている三戸の農家が存在する。現在も冠婚葬祭の付き合いを続ける五戸とが分立している。そして、このネットワークは一二年前調査のそれと大筋において変わりはないが、全体に相談相手として集落内農家が減り、集落外親戚がふえてきたこと、前調査時に付き合いが最も広かつた農家が代替わりにより中心からはずれたこと、等の変化が起きている。

以上、山形T村の農家間付き合いは、集落外親戚への依存が結構高く、逆に集落内農家との付き合いは、他人間で、一方的、流動的な関係が多かった。それは社会慣行や組織として一端確立した制度体系の固定的・継続的な性格とは対稱をなしている、と言えるかもしれない。

IV 集落の土地管理機能について

土地に対して、集落などのような規制力をもちうるか。売却による農地の集落外への流出を防止しようという申し合わせは、佐賀N

村の場合、戦前には成文化されていたし、戦後も過半は守られてきた。他方、山形T村の農地利用権に対する集落の規制力は、どの程度一般化しうるかを、八〇年集落センサスにより検証しておきたい。集落の意見調整の場としての活力を示す指標として寄合回数計を取り出し、それが他の社会条件（総農家数）経済条件（農家一戸当たり経営耕地、恒常勤務者率）と比べ、水田利用再編、地域ぐるみ計画転作と請負作業のあっせんの話し合いの有無に、各々どのような順位で効くかを、変数増加法による判別関数により分析してみた場合、戦後の農地売却の三分の二までが、集落外者、そして親戚以外の者に対してであった。農地売買に対する集落・血縁の規制がほとんど作用していないのである（T村では、転用売却の影響がN村に比べ少ない）。この理由として、集落戸数規模、集落内親戚の多寡の外に、自立度の高いイエ間付き合いのドライさ等の集落の気風を挙げることができる。

農地賃借・作業受委託の斡旋については、滋賀I村、山形T村に実績がある。こうした結果は、両ケースとも寄合係数計が最も効く指標として選ばれ、統計上も有意であった。従って、農地利用権の調整に、集落の規制力がある役割を果たしうることは確かであろう。問題は、農地がイエにより所有されているので、生産手段、家産、財産そして準公共財として多様な内容と形態をもつて存在すること、それ故、農地に特有の内容やその商品化の形態が集落の社会規範どこで矛盾しました一致するかを整理することが必要なのである。